

群馬県精神保健福祉士会会則

第1条 (名称)

本会は「群馬県精神保健福祉士会」と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は、群馬県北群馬郡吉岡町陣場 98 番地に置く。

第3条 (目的)

本会は、精神保健福祉の専門職としての資質の向上と、社会的地位の向上を目指すとともに、会員相互の連絡と協力をはかり、群馬県における精神保健福祉の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

1. 会員の研究の促進と資質の向上を目的とする会の開催。
2. 県内外の関連専門団体との連携および協力。
3. 精神保健福祉の向上を目指す啓蒙活動。
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第5条 (会員)

1. 本会の会員は、県内に居住または在職する、精神保健福祉士とする。
2. 精神保健福祉士資格を有しない者は準会員とする。

第6条 (入会および退会)

1. 入会を希望する者は、所定の入会届に会費を添えて、会長に提出するものとする。
2. 退会しようとする者は、退会する年度内に退会届を提出し会長に申し出ることとする。
3. その他入退会に関する詳細は、次条と併せて別に定める。

第7条 (会費)

1. 会費は年間 5,000 円 とする。
2. 準会員は年間 2,000 円 とする。

第8条 (役員)

1. 本会に次の役員を置く。

①会長	1 名	②副会長	2 名	③理事	若干名
④会計	1 名	⑤監事	2 名		
2. 本会には顧問を置くことができる。
3. 本会の役員は、日本精神保健福祉士協会群馬県支部の運営委員を兼ねるものとする。

第 9 条 (役員の選任)

前条で定める役員は、次によって選任する。

1. 理事は、会員の中から別に定める方法により選出し、総会において承認する。
2. 会長および副会長は理事の互選により選出し、総会において承認する。
3. 監事は理事会が推薦し、総会において承認する。
4. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。
5. 会計は事務局が行う。

第 10 条 (役員の任期)

1. 役員の任期は 2 年とする。但し再任は妨げない。

第 11 条 (理事会)

1. 理事会は会長、副会長および理事によって構成する。
2. 理事会は年数回開催するが、その際、事務局員を参加させることができる。
3. その他、必要に応じて臨時の理事会を開催することができる。

第 12 条 (総会)

1. 総会は年 1 回開催するが、必要に応じて臨時総会を開催できる。
2. 総会は会員の過半数の出席をもって成立し、議決は 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 13 条 (会則の改正)

会則の改正には会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

附則 この会則は 2006 年（平成 18 年）6 月 23 日より施行する。
2018 年（平成 30 年）5 月 25 日一部改正